

[事案 30-24] 転換契約無効請求

・平成 30 年 11 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

転換手続きを行ったことはなく、これらの手続きに係る申込書類における署名等は募集人によるものであることを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 12 月に契約した養老保険を、平成 6 年 10 月に定期付終身保険に、同 16 年 8 月に利率変動型積立終身保険に転換した。しかし、以下の理由により、各転換を無効として転換前契約（養老保険）に戻してほしい。転換前契約に戻すことができないのであれば、1 度目の転換後に一括で支払った保険料を返還してほしい。

- (1)各転換について申込手続きをしたことはなく、各転換に係る申込書類における自分の署名は募集人によるものであり、押捺も募集人がしたものである。
- (2)平成 7 年 6 月に、転換前契約の残余期間に対応する保険料を一括払いした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)各転換について、申立人が申込意思をもって申込書に署名・押印したことは明らかである。
- (2)一括で支払われた保険料は、1 度目の転換後契約についてのものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は各転換申込書に自署しており、また押印も申立人の意思によるものであったと認められ、一括で支払われた保険料は転換後契約についての保険料であったと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続きを終了した。